

金沢市庭園保存検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市内に残る歴史的由緒ある庭園の所在を調査し、歴史的・文化的な価値を考証するとともに、その保存のための方策を検討するため、金沢市庭園保存検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 庭園の調査結果に対する検証
- (2) 調査された庭園の評価
- (3) 庭園の保存（復原等を含む。）の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、歴史遺産及び庭園の専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、金沢市都市政策局歴史文化部文化財保護課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 金沢市庭園保存調査検討部会設置要綱（平成19年4月1日決裁）は、廃止する。